

つくば舗装技術交流会規約

(名称)

第1条 この会は、つくば舗装技術交流会（略称TPT交流会 以下「交流会」と記す。）という。

(目的)

第2条 交流会は、国立研究開発法人土木研究所並びに舗装会社の研究組織との相互間の研究情報ならびに意見の交換を図り、舗装に関する試験・研究の合理的かつ効果的な立案・遂行と、舗装に関する新技術・新工法の発展に資することを目的とする。

(構成員)

第3条 交流会は、国立研究開発法人土木研究所ならびに 一般財団法人土木研究センターの賛助会員である舗装会社の研究所等によって構成する。

第4条 交流会には第2条の目的に賛同し、かつ第3条の条件に該当する研究所等はいつでも交流会委員長の承認を得て交流会に加入できる。

第5条 構成員は原則として自由に脱会できる。

(交流会の開催)

第6条 交流会は、原則として年1回程度、交流会委員長の召集により開催する。

第7条 交流会の下に交流会幹事会を設置し、交流会幹事は、各組織から1名ずつ推薦された幹事（主任研究員もしくは研究員クラス）により構成する。

第8条 交流会幹事会は交流会の適切な運営のための計画立案及びその実施に当ると共に、事務局を補佐する。

(役員等)

第9条 交流会委員長は、国立研究開発法人土木研究所道路技術研究グループ舗装チーム 上席研究員がつとめる。

(経費及び会計)

第10条 交流会の維持運営に必要な経費は、構成員の会費をもってこれに当てるものとする。

第 11 条 会計の収支は、毎年事務局が交流会で報告するものとする。

(事務局)

第 12 条 交流会事務局は、一般財団法人土木研究センター内に置く。

第 13 条 交流会事務局は以下のことを実施する。

- (1) 交流会、交流幹事会に関する業務を実施する。
- (2) 交流会、交流幹事会資料等を「TPTレポート」としてまとめ、年 1 回交流会に配布する。

(規約の改廃)

第 14 条 この規約の改廃は、交流会の議により行うものとする。

(附則)

附則 1 この規約は平成 6 年 7 月 21 日より施行する。

附則 2 この規約は平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

附則 3 この規約は平成 14 年 9 月 1 日より施行する。

附則 4 この規約は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。